

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和 7 年 6 月 1 9 日（木曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和 7 年 6 月 1 9 日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 令和 7 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項

《付託請願》

請願第 2 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

請願第 3 号 「国における 2 0 2 6 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する
請願

請願第 5 号 訪問介護基本報酬の見直し・改善を求める請願

出席者（8名）

委 員 長 島 田 恒

副委員長 伊 藤 春 美

委 員 松 木 源太郎

委 員 飯 嶋 正 利

委 員 宮 内 保

委 員 伊 場 哲 也

委 員 常世田 正 樹

副 議 長 片 桐 文 夫

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議 員 崎 山 華 英

説明のため出席した者（20名）

教 育 長 向 後 依 明

保険年金課長 大 網 久 子

健康づくり課長 黒 柳 雅 弘

社会福祉課長 向 後 利 胤

子育て支援課長 八 馬 祥 子

こども家庭課長 石 橋 康 司

高齢者福祉課長 椎 名 隆

教育総務課長 飯 島 正 寛

生涯学習課長 江波戸 政 和

スポーツ振興
課 長 林 甲 明

その他担当
職員 10名

事務局職員出席者

事務局 長 穴 澤 昭 和

事務局次長 菅 晃

副 主 幹 加 瀬 哲 也

開会 午前10時 0分

○委員長（島田 恒） おはようございます。

大変暑い中、お忙しい中、ご苦労さまです。

ここの数日間、梅雨に入ってもこういうような天気で、私の周りの農家の方々と話すこともあるんですけども、もう朝の5時から暑いのを避けて入っても30度というときもあるということです。まだまだ皆さんも体が慣れていないということかと思いますので、十分お気をつけいただきたいと思いますし、また今クールビズの期間中でもありますので、この委員会室内では上着を脱ぐなどして調整をしていただきたいと思います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日、片桐副議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（片桐文夫） おはようございます。

委員の皆さん、ご苦労さまでございます。

今、委員長のほうからあったように、連日暑い日が続いていますので、体には十分注意してもらってやっていただきたいと思います。

本日は、付託されました1議案と請願3件について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、島田委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。

それでは、議案説明のため執行部の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して向後教育長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○教育長（向後依明） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。日頃より委員の皆様には多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は1議案でございまして、議案第1号、令和

7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち文教福祉常任委員会の所管事項でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対して簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は人事異動後、初めての委員会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきますと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（島田 恒） よろしくお願いいたします。

○教育長（向後依明） それでは、順次自己紹介させますので、よろしくお願いいたします。

○教育総務課長（飯島正寛） 教育総務課長の飯島正寛と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○社会福祉課長（向後利胤） 社会福祉課長の向後利胤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○保険年金課長（大網久子） 保険年金課長の大網久子と申します。どうぞよろしくお願います。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 健康づくり課長の黒柳雅弘と申します。よろしくお願います。

○子育て支援課長（八馬祥子） 子育て支援課長の八馬と申します。よろしくお願いいたします。

○こども家庭課長（石橋康司） こども家庭課長の石橋康司と申します。よろしくお願いいたします。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 高齢者福祉課長の椎名隆と申します。どうぞよろしくお願います。

○生涯学習課長（江波戸政和） 生涯学習課長の江波戸政和です。よろしくお願います。

○スポーツ振興課長（林 甲明） スポーツ振興課長の林甲明と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） 皆さん、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（島田 恒） ただいまから本委員会に付託されました1議案の審査を行いたいと思います。

議案第1号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 議案第1号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第1号について質疑がありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） よろしゅうございましょうか。特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（島田 恒） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

ここで執行部は退室していただいて結構です。よろしくお願いします。

大変ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちいただきたいと思います。

休憩 午前10時 5分

再開 午前10時 7分

○委員長（島田 恒） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

請願の審査

○委員長（島田 恒） 次に、請願の審査を行います。

去る6月11日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第3号、「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第5号、訪問介護基本報酬の見直し・改善を求める請願の3件であります。

初めに、請願第2号、請願第3号について審査を行いますが、毎年同様の請願が提出されており、関連がありますので、一括して紹介議員より、昨年と比較して変更点等ございましたら説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

自席での説明をよろしくお願いいたします。

マイクをどうぞ。

○紹介議員（伊場哲也） ひとつ審査のほうをよろしくお願いいたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、この意見書の採択に関する請願ということで、それこそ毎年度、請願されております。委員長の話にもありましたように、昨年度あるいは一昨年度、これまでと大きく違う点、結論から言って特にございません。

しかしながら、ではなぜ毎年、いわゆる団体から請願が出されるかということですが、これはやはり意見を国のほうに意見書として提出しませんと、いつ何どきこの負担制度というものが崩れるやもしれないという危惧、そういったこともありまして、全国どこでも

同じ水準の教育を保障するためのものでありますよということ。

それから、地方財政の安全のためなんですよ。

そして3点目、国の責任による義務教育の保障、特に憲法第26条で教育を受ける権利というのは、これは保障されているわけですし、やはり国の下支えが絶対必要であると。

2006年からいわゆる国庫負担が2分の1から3分の1へ変わったということで、今言いましたように危惧が全くないわけではないといったようなところから、国のほうに意見書ということで提出をさせていただいていると。

皆様方、文教福祉常任委員会のご理解をいただきながら、今年も出されました請願に対して採択していただくようにということでございます。

請願第2号について、以上でございます。

○委員長（島田 恒） 3号についても続けてよろしくお願いします。

○紹介議員（伊場哲也） 分かりました。

請願第3号、これも例年審査していただいているところでございます。国における2026年度教育予算拡充に関する意見書の提出、これに対しての審査ということでございます。

これも例年審査していただいているとおり、この教育予算拡充意見書の意義というものでございますけれども、まとめると4点、教育環境の改善、2点目、教職員の待遇改善、3点目が教育格差の是正、最後、4点目がやはり未来の子どもたちへの教育の投資であるということ。

現場から上がってきた今年度、昨年度と大きい違いですけれども、これも一般質問の中でも若干言わせていただきましたけれども、教育環境の改善に資するといった意味で、1人P C 1台、そして児童・生徒にはタブレット1台、これを有効利用するためには、やはりW i - F i 環境の整備・充実、そして8年度、来年度には完全に先生方のP Cですとか、あるいは1人1台貸与した子どもたちへのタブレットのいわゆる貸与の変更、機種の変更、貸与の貸し替え、これが予定されているんだそうです。

そういったことで、その後の貸与されてからの教育環境の改善についても非常にやはり予算がかかる、金がかかるといったことなもので、前倒ししながら今年度も2026年度、来年度の教育予算を確実に確保してくださいよといった視点から請願を出しているということでございます。

以上です。

○委員長（島田 恒） 紹介議員の説明は終わりました。

それでは、請願第2号、請願第3号についてご意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○委員長(島田 恒) 特にないようですので、請願第2号、請願第3号の審査を終わります。

続いて、請願第5号についてですが、本年第1回の定例会において同様の請願が提出されており、紹介議員も同様でございますので、前回と比較して変更点等がございましたら説明をお願いいたします。

○紹介議員(松木源太郎) 松木が、変更点といってもそんなにないんですけども、今日、先ほど事務局で取り扱っていただきましたけれども、1点は、やはり皆さん方、訪問介護が1行目でどうなっているのかということについて大変ご関心をお持ちであると思うんです。1行目のところで、3年に1度、介護保険というのは制度見直しをしているわけです。それが去年、24年だったわけですね。

2000年から始まっていますから、ですから今年でちょうど25年たつんですね。その中でもって実は真ん中まで大体文書が同じなんですけれども、一つだけご説明しておきたいのは、資料を一つ回します。

○委員長(島田 恒) 資料の配付については許可いたします。

○紹介議員(松木源太郎) ありがとうございます。

○委員長(島田 恒) 配付が終わりましたので、続けてお願いします。

○紹介議員(松木源太郎) ここに書いてある文章を読むよりもこちらを見てもらったほうが分かるんですけども、1枚目が、これは実はテレビを録画してあったのを私が写真を撮ってきたんです。いろんな問題があるんですけども、訪問介護事業所の基本報酬が24年の、ありましたか。すみませんね。4月に改定されて減となっていますね。これは、実は介護保険の報酬全体は少し上げてある。ですから、3月のときには伊藤委員も担当課も上げてありますよということをおっしゃって、確かにそのとおりで、文面的には対象のところが間違っている。

なぜこういうふうになったかという、実際のところは訪問介護の利益率が……

○委員長(島田 恒) 松木委員、マイクをお願いします。

○紹介議員(松木源太郎) 訪問介護の利益率が7.8%から36.7%、赤字になってしまうんです。他の介護サービスの平均は利益率が2.4%なんだけれども、訪問介護は利益率が7.8%を上回るのはどうしてか。これが国会で議論になったわけですね。

その次のページを見てもらうと分かるんですけども、いわゆる利益の二極化を今の介護保険でもたらしめているわけ。利益率が7.8%にもなるのに赤字が4割もあるというのはなぜかといったら、小規模事業者では利用者、職員数が少ない訪問介護専用の業者などで赤字になる。ところが大規模な事業者では、利用者、職員数が多い。高齢者住宅や訪問介護兼業などで黒字である。

つまり介護保険の事業者が二極化してしまっているわけなんです。ですから、片方では大赤字が出ていて、もう廃業するところがどんどん出ているという、3月のときに皆様方へお話ししましたよね。ところが大規模な事業者では、大変黒字になっている。黒字のほうだけ国は見て、じゃ、減らそうじゃないかとなったわけです。国会でも。

いろんな議論があったんですけども、結局そういう法律をつくってしまって、今1年たって自民党の方も、与党の方もこれではしょうがない。なぜしょうがないとなったのかというと、実は今年は700万人と言われている年代の方々が、要するに大量に70歳近くになってきているわけだ。その方たちがこのままこの体制でもっていったらば、国が介護保険は保険料を2倍も3倍もしなければならないという事態になっている。そういう事態になっているので、これをぜひもう一回見直してもらいたい、こういうのが今回の請願の趣旨なんです。

ですから、もう国会は終わってしまいますけれども、次の国会が開かれたときには、来年に向けてかなり自民党も与党の方も、それから野党も含めて、介護保険をどうするかという大議論になってくるのではないかと思います。そのためには、やはり地元の声を国に届けておかなければいけない。そういう趣旨でもって、私と伊場議員でもってもう一度皆さん方をお願いしたいということをもって請願の採択をして、意見書を上げさせていただきたいという事でお願いしたわけです。

以上です。

○委員長（島田 恒） 紹介議員の説明が終わりました。

それでは、請願第5号についてご意見がありましたらお願いいたします。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 今、松木議員の説明で、私もたしかテレビのやつを見ていたような気がします。この賃金の上昇と物価高騰から見れば、当たり前の、どこの業種でもそうですよね。上げることに反対はなかなかできないというのが現状だと思うんですが、この見直しがあったということで、どのくらいの見直しがあったのかなというのが一つ私は分からないということで、今まであったものでできれば数字だとかがあればありがたいというふうに

思っていることと、この見直しによって、例えば事業者に不利益があったのか、介護従事者が直接不利益を被っているのか、その辺もちょっと分かればお聞かせいただきたい。

あと、これに伴って報酬の見直しをかけたところにはたしか補助金の加算があったと思うんです、この事業に対しては。それなんかも皆さんの業種の中でそういったものが使われているのかどうかということも一つ大事ではあるのかなと。せつかくそういったものがあるのであれば、報酬の改定等があった場合に事業者の皆さん、そういうものもぜひ利用していただくということも一つではないかなと。

私も確かに松木議員が言うように、規模の小さな業者のほうに不具合があるという制度自体がどうなのかなと。地方に関わりがあるかどうか、いろんな面で本当にあればいいのかなというふうには考えております。

それと、これに関して例えば北総なんかでもいろいろ採択されたところがあったと思うので、その状況なんかも事務局のほうはお知らせいただければありがたいのかなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。

松木議員。

○紹介議員（松木源太郎） そここまで詳しいことを私は勉強していないんですけれども、実は市内の、担当課では、16施設とか17施設とかあるそうですけれども、そういうところではまだ倒産したところはありません。しかし、もうぎりぎりだと。つまり一番困っているところは、訪問介護をしている事業所なんだ。つまり訪問介護をね。

だから、介護保険でもそうではないところはそんなに困っていないんです。ただ、介護保険の働いている人の給与は、20%か30%平均労働者より低いそうです。それはなぜそんなことになっているかという、私も介護保険が始まったときを知っているんですけれども、25年前に介護保険が始まったときは、いい制度ができた。国と県と市が25%ずつ持って、それで25%は保険者が持つという、4者でもって4分の1ずつ持ってやる制度だということで始まって、それで50代ぐらいのお母さん方が、じゃ、訪問介護者になろうということで、いっぱい講習を受けてなって、それでもって今まで支えてきたわけです。それが今崩壊してしまっているんです。

なぜかという、大体平均、普通の労働者より7万円少ないそうです、給料が。そういうところだから、今入る人がどんどん減ってしまって、若い人が来ないんです。そういうことが結局、今回の報酬改定に影響してきている。

それから、事業の見込みですけれども、この地域ではやはりあと数年したらば介護に来てもらいたいといっても、そういう事業所がなくて来られなくなる時代が来ると思うんです。それで、この前のときも話したように、東京都の世田谷区では、あそこはちょっと有名な人が区長をやっていますけれども、そこではもうそのことを予備として、赤字になるところには赤字になる見込みの金額を事業所ごとに訪問介護は年間10万円とか20万円とか支給するから続けてくださいということをやっているそうです。そういうのがどんどん今増えています。地方の都市でも。

結局100%、25%、25%、25%それから保険者25%でやる。こういうことですけれども、ご覧のように今年も昨日、介護保険なんかのあれが来たりしますと、毎年介護保険料は上がっています。皆さん方、私は年金から引かれるんですけれども、どんどん上がって、そういうことでもう制度そのものを大幅に見直さなければならぬところに来てしまっているんです、残念ながら。

だから、そういうことで説明になったかどうか分かりませんが、制度自体が困難になってきている。これを無理して3年に1度の今までのやり方でやったら駄目だということは、もう政府与党も気がついて、これから参議院選挙が終わって、来年にかけてはかなりこの問題は議論になってくるので、そういう時期にやはり何とかしてくれという地方からの意見は大事ではないかと、そういうことだと思って再度お願いしました。

以上です。

○委員長（島田 恒） 松木委員から答弁いただきました。

そのほか。

どうぞ。

○事務局長（穴澤昭和） 先ほど、北総11市の状況ですけれども、訪問介護の基本方針の関係の請願関係で、北総11市のうち8市がこういった形で提出がありまして、不採択になったケースが、あと議員発議というのもありましたので、それが否決ということになりますけれども、それを含めると5市、採択されたのは2市、継続審査になっているのが1市です。

以上です。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。

不採択5、採択2、その他継続1ね。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） もう松木議員の説明はよく分かって、この間もテレビの中で、一番の間

題は介護する側の人口が私ども、なくなってしまうというのが一番大きな問題でと、確かにその間をつなぐ賃金かもしれないんですが、やっぱり根本的な制度の見直し、人員をどういうふうに配置していこうかということも含めて、今後そういうものもいい形でできるようになっていただければありがたいなど。

今、松木議員が言っているように、私らもう10年とかすればそういう皆さんにお世話になるという可能性はあるわけですからね。ただ、やっぱりその中でももちろん賃金、補助金のアップというのは税金を使うわけですから、どこに税金をとというのはきっちりやっぱりしていったほうが私はいいいのかなというふうに考えていますので、私はこの案件については反対いたしませんけれども、一応そういうふうに考えているということだけお話ししておきたいなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（島田 恒） ほかにありませんか。

宮内委員。

○委員（宮内 保） 私もいつだったか忘れてしまったんですけれども、NHKだったか、その辺を忘れてしまったんですけれども、やはり訪問介護ということで報道がありまして、私もそれを見ていて、あれは北海道だったかな。訪問介護が、例えば雪が降ったり、何件もできないとか、旭市辺りはどうだか分からないんですけれども、個々の小規模な介護事業者は大変なのかなというような、私もちょっとそういう気がいたしました。ですから、やはりこれからいろいろ変えていったほうがいいのかなというような私も気がいたします。

以上です。

○委員長（島田 恒） ほかにありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 何点か松木議員にお伺いしたいんですけれども、在宅でやはり最期を迎えたいという希望はかなり増えているとは思っております。

今回の請願なんですけれども、やはり松木議員が出してくれた二極化というところで、都市部の大規模事業者も一律に見直しをかけていいのかどうか、私はそこに非常に疑問を持っています。

規模の大きさ、あと地方か都市部か、それをきっちり分けて見直しをするのであれば賛成なんですけれども、その点について一括見直しに対する松木議員の見解をお伺いできればと思います。

○委員長（島田 恒） 松木議員。

○紹介議員（松木源太郎） 私も分からなかったんです。これは二極化がすごいらしいんですよ。例えば訪問事業所という、大体ヘルパーが四、五人で一定の地域をカバーするというのが、小さいところはそうなんですけれども、ところが大きいところでは、この写真のように一つの建物があるでしょ。ここでもって介護される人がいっぱいいるでしょ。そういうところを大きいところは受け持っているんだそうですよ。

そうすると、同じ報酬でも、片方の人は大体1日に50件ぐらい回れてしまうわけです。50か所ぐらい。ところが、今宮内委員からお話がありましたけれども、冬場になったら、1日に東北なんかでは何件も回れないわけです。車で行ったり、バイクで行ったりして、それでもってやると。

それから、今は45分単位になってしまったんです。初めの頃は、大体2時間ぐらいあったんだそうです。家事から身体から。それが45分単位でもってやってこいというわけですから、大体回っても5件ぐらいだそうです。それをどういうふうに調整するかというのは、これからの問題だと思います。

これから新しい介護制度というものを、つまり団塊の世代なんかがもう大量に介護を受ける側に回ってくる時期が来ているわけです。そういうときにどういうふうに仕分するかと、私も分かりません。だから、今の25%、25%、25%、25%という、こういう国、市、県それから本人、これが私の介護保険料ですね。これだけではやり切れないから、やっぱり国が何とか対策を立てなければいけないのではないかということが今議論されて、始まっています。

ですから、べらぼうに二極化というのはひどいらしいんですよ。私もそんな大きいところを見たことがありませんけれども、だから地元の方に聞くと、大体45分単位でもってやっているそうです。そうすると、大体5件か6件、1日。そうすると、報酬でいくと二十五、六万円から27万円ぐらい。30万円にはいかないそうです。

そういうようなことでは、ちょっと若い人が入ってこないというんですね。ホームヘルパーになる方も減っていますよ。そういう時代に向けて本当に介護保険をこれからどうするかということを国や都道府県、市町村、真剣に考えなければならない時代に来てしまっているんだと。そういう時期の請願ということになるのかなと私は考えています。

以上です。

○委員長（島田 恒） どうぞ。

○事務局長（穴澤昭和） 今般の請願書の中で請願者のほうから要求されている内容ですけれども、請願項目1というところで、訪問介護基本報酬を地域の実態に見合った見直し、改善

を図るという形の要望が出ております。

以上です。

○委員長（島田 恒） その他ありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 松木議員、説明ありがとうございます。

もう1点お聞きしたいんですけども、処遇改善加算ということで、小規模事業所に対するケアが今回行われたと思うんですけども、実際、市内16施設、私も知り合いでやはり訪問介護あと訪問看護をやっている方もいらっしゃるんでいろいろ話をお聞きしたんですけども、事業所自体が経営改善に向けてそういった制度であったり、そういったものは実際に利用しているのでしょうか。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○紹介議員（松木源太郎） 法まで取ると分からないけれども、私が知っているところは、生活介護、だからちょっと訪問介護でも介護保険に該当しないものも若干あるんです、ですけどもね。だけれども、一番多いのは生活介護なんです。お年寄りで自分で何もできない方に1週間に2回とか3回とか、毎日ではできませんからね。行ってお部屋の掃除をして1食作るというのが、こういうパターンが大体今まではパターンです。

だから、訪問の看護みたいな形になるとかなり金額的にも取られる、取られるというのはおかしいけれども、かかるということは言われています。どちらを選ぶかという難しい問題があるのではないかなと思いますね。

それから、これの最後の結論は、そこまで私、言うのは駄目だとやらなかったんですけども、将来、結局介護保険の訪問介護なんかは、公務員の形でもってやらないとやっていけないのではないかという結論を出していました。大学の先生が。

なぜかといったら、ここまで言うつもりはなかったんですけども、今の訪問介護の方は民間の方が来て、お願いしますというんだけど、昔は保健婦が来て、それは公務員ですよ。公務員の方が来て、それでもってやるということになると、お願いしますというあれが違うんだそうです、受けるほうが。

だから、将来的にはそういうふうにしないと、この訪問介護というのは伸びていかないし、利用が減っていつてしまうのではないかな。そうすると、今度家庭でもってお年寄りたちをどう見るかという大問題になってくるから、これは本当に変わる時代ですねというふうに言っていました。

今そういう時期に来ているということですね。そういう時期ということ踏まえてこれは書いてありませんけれども、そういう状況だそうです。私が調べたあれではね。

○委員長（島田 恒） そのほかにありませんか。

伊場委員。

○紹介議員（伊場哲也） もし皆さんから質疑がなければ、私、請願で連名で署名していますので、そういった意味から補足説明、これをさせていただきたいということで、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（島田 恒） はい、どうぞ。

○紹介議員（伊場哲也） 3月に請願を出させていただき、不採択という議決をされたわけですね。その後、私、実際に市内にある訪問介護事業所、やっぱり実態を自分自身が理解しなきゃということで、毎週月曜日、午前10時から12時まで、ある訪問介護事業者のところに実際に入って、どういった活動、いわゆる高齢者に対して支援活動をしているのかなということをつぶさに、ずっと自分が実体験しながら、旭市内の先ほど局長が言ってくださった今回の請願の項目、ご覧になっていただけたらと思います。

地域の実態に合った見直し、改善なんですね。旭市はどうなんだということで、結論から言って大変です。具体的な数値、給料ですとか、そういったものを用意しろよと言えば、お願いして用意は、これはもうすぐできます。しかしながら、そういったことよりも実態、例えばざっくりお話ししますと、時給100円なのよと。えっ、と。時給100円ってどういうことということをや合って、よろしいですか、ちょっと長くなりますけれども。どういうことかといいますと、要は1日24時間365日看護ということなんですよ。

その中で、実際にそういった対象者を施設に預けるとなると、月20万円お金を頂いているんだと。事業者として十分成り立つだろ。ところが、よくよく話を聞きましたら、経営のための家賃を払ったり等々で結局介護、実際に目の前にいる高齢者に対して生活支援、介護をしてくださっている方には、ローテーションを組み合わせるんですけども、トータルして7万5,000円しかあげられないと。ということは1日2,500円。24時間ですから100円なのよというような、雑駁ではありますが、そういう話がありまして、そういう自分が実際経験しながら、今後、旭市内の訪問介護事業者並びに訪問介護を受けたい需要と供給ですね。もう絶対的に担い手の確保は困難であるということは、私自身も痛切に感じております。

やっぱり何といっても在宅介護の基盤を支える。それはやっぱり介護報酬を可能な範囲内で上げてやるということが処遇改善を図るですとか、人材を確保するというのが絶対必要な

んですね。

そういったことで考える。だから請願のほうのサインもしていますし、明日から旭市のほうの介護予防サポーター養成講座と、あさひ輝きアップサポーターと、この講座がいよいよ始まるんですよ。私、それをもう申し込んでありまして、明日、総務常任委員会があるんですが、それは出られません。9時半からこの養成講座が始まりますので、そういった実体験をしていくと、やはり介護現場がどうなのかと、高齢者がどういうことを希望しているのかと、どういう実態なのかと。それに訪問介護の事業者がどう関わっているか等々、やっぱり実体験しますと、これを何とかしてあげないといずれ自分が、自分もそういうところにお世話になるわけですから、今から早め早めに対応策を講じておかないと、結局、ほらよと。

飯嶋委員の先ほどのお話、まだ介護保険を払っていないと。これは払うようになると、毎月、何だ、1万幾ら払っているのかと。

○委員長（島田 恒） 伊場議員、簡潔によろしくをお願いします。

○紹介議員（伊場哲也） 分かりました。

そういうことで、参考までに補足説明をさせていただきましたので、どうぞ採択、審査する一助としていただきたいと。

以上です。

○委員長（島田 恒） 暫時休憩。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時42分

○委員長（島田 恒） 再開いたします。

質問が多岐にわたっていますけれども、改めて委員の皆さんにはお願いしたいと思います。今回の請願については、基本報酬の見直しと改善ということであります。介護制度そのものに対する改善の請願ではないということでお考えいただきたいと思います。

その他ございましょうか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、請願第5号の審査を終了いたします。

請願の採決

○委員長（島田 恒） それでは、討論を省略して採決いたします。

請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 賛成多数。

よって、請願第2号は採択と決しました。

続いて、請願第3号、「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

続いて、請願第5号、訪問介護基本報酬の見直し・改善を求める請願について、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 賛成多数。

よって、請願第5号は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（島田 恒） 以上で本日の日程は終了いたしました。これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時44分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 島 田 恒